

矢板市空家等審議会条例

令和2年3月19日

矢板市条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、矢板市空家等の適正管理に関する条例（平成30年矢板市条例第21号）第7条の規定に基づき、矢板市空家等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、空家等対策に関することについて、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する空家等対策計画に関すること。
- (2) 法第2条第2項に規定する特定空家等の認定に関すること。
- (3) 法第14条第1項から第3項まで、第9項及び第10項に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項のほか、空家等対策の推進及び適正管理に関して、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 建築士
- (3) 宅地建物取引士

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長の職務を行う者がいないときは、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市整備課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(矢板市空家等の適正管理に関する条例の一部改正)

2 矢板市空家等の適正管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(次項において「審議会」という。)」を削り、同条第2項を削る。